

【質問回答一覧】

質問のあった事項について、以下のとおり回答します。

案件名称		堺市役所本庁舎で使用する電気の供給（堺市版オフサイトPPA 事業）			
No.	該当資料名	該当ページ	該当場所	質問内容	回答
1	入札説明書	P1	2 競争入札に付する事項（1）	自家発補給電力の契約がございますが、すべての月において不使用として入札金額を算定してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	P5	8 入札手続等（5）入札金額等	電気代の補助金制度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は適用しないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	P5	8 入札手続等（5）入札金額等 工	市場調整単価を算出するうえで、調整係数の月別確定値は毎年1月末までにお知らせとなっており、本事業の公募開始時点で確定しておりません。そのため、関西エリアにおける旧一般電気事業者が公表している算定式（～2025/3/31）を使用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	P7	1 3 その他（2）	契約保証金の免除にあたっては証明書類等の提出は必要でしょうか。	契約保証金の免除にあたっては、証明書類等を落札者決定通知後直ちに提出する必要があります。
5	技術提案書等作成要領	P1	3 作成方法	技術提案書に関して様式（Word/PowerPoint等）の指定はありますでしょうか。また枚数の制限等ありますでしょうか。	技術提案書に関しては、様式の指定及び枚数の制限はありません。
6	電力供給契約書（案）	全体	全体	オフサイトPPA契約は、違約条件など通常の電力契約（以下、「非PPA」）とは異なる点が多くありますので、オフサイトPPAと非PPAを一本化した契約は出来かねます。ついては、オフサイトPPAと非PPAで別契約とすることは可能でしょうか？	原則、公開している電力供給契約書（案）のとおりとします。ただし、電力供給契約書（案）及び仕様書に定める内容が充足されると市が認める場合は、オフサイトPPAと非PPAとで別契約とすることを可能とする場合があります。詳細については別途協議の上決定します。
7	電力供給契約書（案）	全体	全体	上の質問でオフサイトPPAと非PPAで別契約と出来る場合は、電力供給契約書に依らず、当社所定の契約書にて契約締結することは可能でしょうか。可能であれば、入札時に当社契約条件案を併せて提出いたします。不可能であれば、オフサイトPPAの電力供給契約書をご提示いただけますようお願いいたします。	別途協議の上決定します。
8	（別添2）電力供給仕様書	全体	全体	上記に関連して請求書は余剰電力を束ねた需給契約とそれ以外の需給契約で請求書が分かれますが問題ないでしょうか。	別途協議の上決定します。
9	（別添2）電力供給仕様書	全体	全体	各発電設備の開始時期が2026年2月より遅れた場合、遅れた地点については買取期間20年未満となりますが、その認識でよいでしょうか。	買取期間については、各地点とも原則20年間とする必要があります。
10	（別添2）電力供給仕様書	P1	2.仕様（2）契約電力、予定使用電力量 イ	ZEB化改修の時期について、目安をご教示いただけますでしょうか。	「質問回答一覧 別紙1」のとおりです。
11	（別添2）電力供給仕様書	P1	2.仕様（2）契約電力、予定使用電力量 ア(b)契約電力(予備電力)	予備電力の契約内容は、「予備線」または「予備電源」の何れでしょうか。送配電事業者に支払う原価に影響しますので、ご教示をお願いいたします。	「予備線」です。
12	（別添2）電力供給仕様書	P1	2.仕様（2）契約電力、予定使用電力量 ア(c)契約電力(自家発補給電力)	（別添2）電力供給仕様書 別紙2の各月の電力使用計画の中に、自家発補給電力の使用分（最大需要電力・使用電力量）は含まれているという理解でよろしいでしょうか。	各月の電力使用計画の中に自家発補給電力の使用分（最大需要電力・使用電力量）は含まれていません。
	（別添2）電力供給仕様書 別紙2	—	各月の電力使用計画		
13	（別添2）電力供給仕様書	P2	（9）料金制度	料金設定に関して、毎年容量抛し金などにより単価が異なる可能性があるため、各年（1年もしくは3年）で覚書を締結することで年度条件を設定することは可能でしょうか。大枠の設定（基本料金の条件や従量料金単価設定）は事前に決めておき、あくまで制度的に変動する可能性がある部分について協議の範囲内で決定していくことを想定しております。	技術提案書等作成要領のとおり、定期的な単価見直しを希望する場合は、技術提案書においてその頻度を示してください。ただし、実際の単価構成等の変更については、契約後別途協議の上決定することとします。なお、入札金額の算定にあたっては、供給単価内訳に当該コスト相当額を明記してください。
14	（別添2）電力供給仕様書 別紙2・3	—	—	別添2 別紙3に示される休日等の定義（イ、ロ）と旧一般電気事業者の主要契約料金表における休日等の定義が異なります。以下に記載する定義で入札金額を算出することは可能でしょうか。 休日等 ・日曜日 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ・1月2日 ・1月3日 ・4月30日 ・5月1日 ・5月2日 ・12月30日	可能です。
15	（別添3）堺市版オフサイトPPAに係る仕様書	P2	4.業務詳細（1）余剰電力アグリゲーション業務	系統連系受電サービスク金は余剰電力の発生実績により変動します。発電者との契約内容次第では、変動によって8.0円/kWh（税抜）を上回る金額で発電者へ支払う可能性があります。上振れは問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

16	(別添3) 堺市版オ フサイト P P Aに係る 仕様書	P2	4. 業務詳細 (1) 余剰電力アグリ ゲーション業務	系統連系受電サービス料金は8円/kWh(税抜)の買 取価格に含まないということですが、当該コストは供給原価 となるため供給コストに反映する必要があります。入札では 想定値を織り込むことは可能ですが、落札後の発電事業 者との協議により、想定値を上回るコストが必要となる場 合、価格の見直しを行うことは可能でしょうか。	別途協議の上決定します。なお、入札金額の算定にあたっ ては、供給単価内訳に当該コスト相当額を明記してくださ い。
17	(別添3) 堺市版オ フサイト P P Aに係る 仕様書	P2	4. 業務詳細 (1) 余剰電力アグリ ゲーション業務	発電事業者の要因により買取契約が解消する場合、著し く発電量が減少する場合、著しく発電量が増加する場合の 取扱いはどうになりますでしょうか。	発電事業者の責に帰すべき事由により買取契約が解消す る、著しく発電量が減少する又は著しく発電量が増加する 場合についても、同仕様書4. (1) (2) に示す業 務を行ってください。なお、電力供給契約書(案)第25 条第2項の規定に基づく協議は妨げません。
18	(別添3) 堺市版オ フサイト P P Aに係る 仕様書	P2	4. 業務詳細 (3) 余剰電力増加 への対応	余剰電力の増加については協議・検討が可能と記載がご ざいますが、余剰電力の増加(MW)と時期について、目 安をご教示いただけますでしょうか。	将来的な余剰電力の増加時期と量については、以下のとおり です。(※容量は余剰電力相当分) ・令和7年度末:0.3MW ・令和8年度末:1.6MW ・令和9年度末:1.6MW ただし、これらはあくまで目安であるため、環境省との協議や 事業の進捗状況により大きく変わる可能性があります。